

フード連合(局)発 13 第 144 号(政策 29)
2014 年 6 月 18 日

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長 山本 健二
政策局長 栗田 博

フード連合／政策情報 No.12

「不当景品類及び不当表示防止法等の 一部を改正する等の法律」が可決・成立！

<資料 1> 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の
法律案の概要

<資料 2> 連合「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する
等の法律」の成立に対する談話

改正「不当景品類及び不当表示防止法」、 改正「消費者安全法」が可決・成立しました！

6 月 6 日、参議院本会議において「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」が可決・成立しました。

「不当景品類及び不当表示防止法」の改正については、行政の監視指導体制や事業者の表示管理体制が強化され、課徴金制度の整備について検討していくこととしています。

また、「消費者安全法」の改正については、地域の見守りネットワークの構築、消費生活相談等により得られた情報の活用に向けた基盤整備、消費生活相談体制の強化、消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上などが実施されることとなっています。

加盟組合では、「食の安全・安心」の確保に向けて点検活動等に取り組んでいますが、生鮮食品や加工食品はもとより、外食店のメニューの品種や産地表示の実態調査、取扱いなどについて、会社に申し入れるなど、引き続き、子会社、関連グループ等も含めた点検活動を行って下さい。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案の概要～地方消費者行政の基盤強化等のために～【新規】平成26年3月片 消費者庁

〈 概要 〉

消費者安全・安心をめぐる問題

食品表示等の不正事案の多発
 ・ホテルや百貨店、レストラン等において、メニュー表示と異なった食材を使用していた事案
 ・「日本の食」に対する国内外の信頼が揺らぎかねない事態

高齢者等の消費者被害の深刻化
 ・高齢者からの消費生活相談は、高齢者人口の伸び以上に増加（年間約20万件（平成24年度））
 ・二次被害に遭う高齢者も増加（年間約9千件（平成24年度））

消費者被害の背景には社会的孤立、認知力の低下、生活困窮

【消費者庁及び消費者委員会設置法附則第4項】
 政府は、消費者庁関連法三法施行後3年以内に、地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずる。

基本的な考え

○地方をはじめとする消費者行政の体制整備
 > 不当表示に対する監視指導体制の強化
 > 消費者安全の確保及び持続可能な地域の昆守りネットワークづくり
 > どこに住んでも質の高い相談が受けられる体制の整備
 > 消費者行政職員・消費生活相談員の確保と資質向上

○事業者のコンプライアンスの確立（適確な表示）
 > 事業者の表示管理体制を明確化

○消費者教育の推進
 > 誰もが消費者教育を受けられる機会の確保、消費者からの情報の活用

【好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定）】食品表示の適正化に向けた取組や地域における身近な相談窓口を充実するなど消費者の安心・安心を確保するための取組を推進する
 【第2回食品表示等関係府省庁等会議（平成25年12月9日）】食品表示法の改正などの適正化対策を内容とする「食品表示等の適正化について陸上」
 【安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日）】ホテルなどで表示と異なる食材が使用されていた偽装問題については、不正表示への監視指導体制を強化し、不正表示による高齢者被害の防止にも取り組む、消費者の安全・安心を確保してまいります。

不当景品類及び不当表示防止法の改正

1. 行政の監視指導体制の強化
 - （1）消費者庁を中心とする国における体制強化
 - ・消費者庁を中心として関係省庁が連携し、表示に関する監視指導を強化するための体制を確立
 - （2）都道府県知事の権限強化
 - ・都道府県知事に対して、景品表示法に基づく措置命令権限を付与

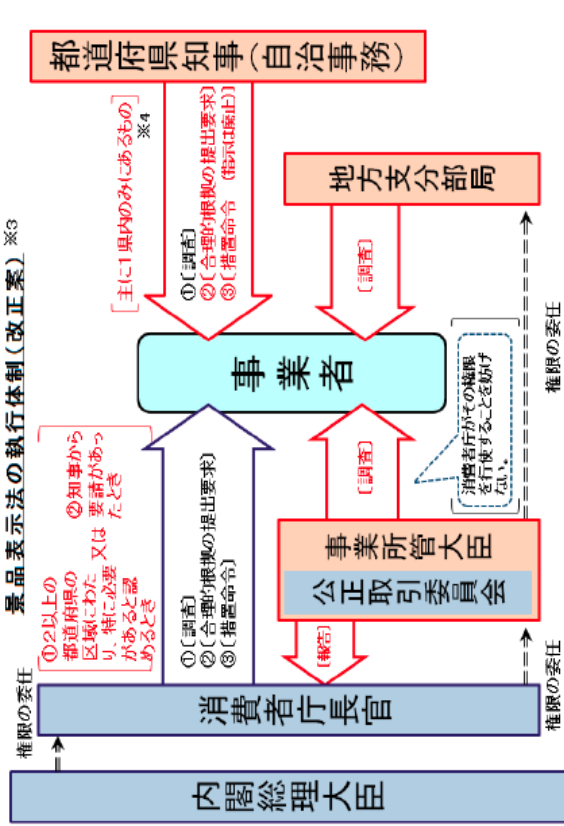
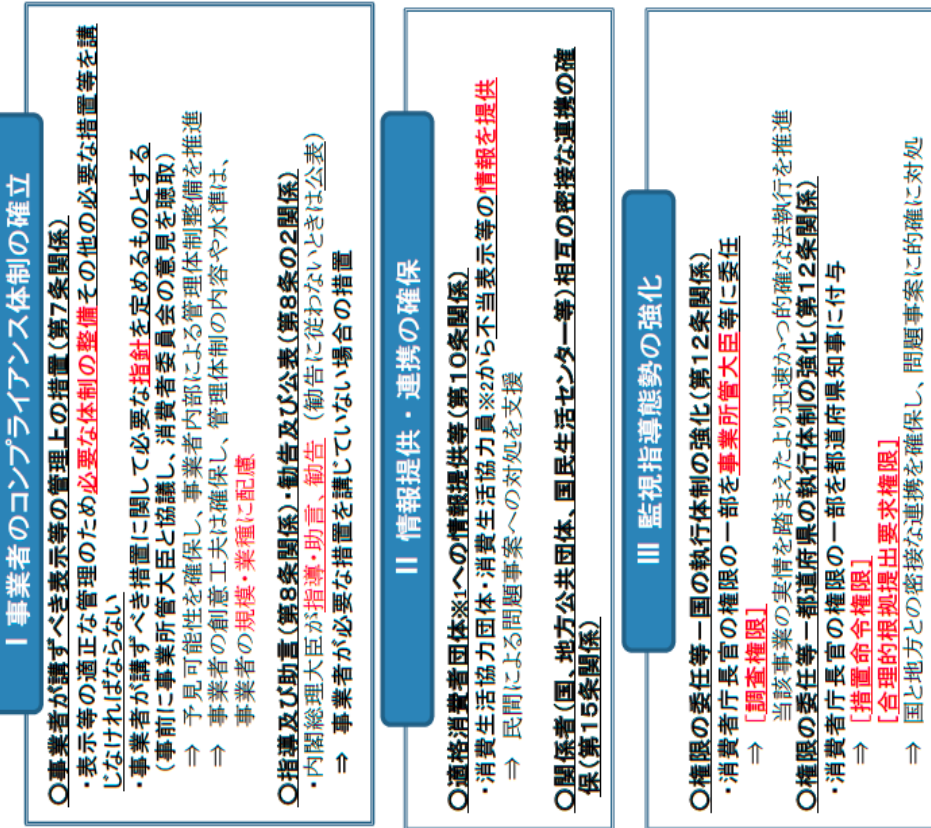
2. 事業者の表示管理体制の強化
 【事業者による表示の重要性の意識、コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）意識が次高水準に向上していること、事業者における食品表示等に関する管理体制の明確化】

3. 課徴金制度の導入に係る検討規定

消費者安全法の改正

1. 地域の見守りネットワークの構築
 - ・地方公共団体による「消費者安全確保地域協議会」の設置
 - ・地域で活動する「消費生活協力員」「消費生活協力員」を育成・確保
2. 消費生活相談等により得られた情報の活用に向けた基盤整備
 - ・協議会の構成機関・構成員が消費生活相談等により得られた情報を「地域協議会」の活動等のために共有するとともに、秘密保持義務規定や情報管理等のルールを整備
3. 消費生活相談体制の強化
 - ・都道府県の事務として、市町村に対する助言・協力、広域連携の調整
 - ・民間委託受託者に対し、秘密保持義務、最低限求められる要件を課す
4. 消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上
 - ・消費者行政職員及び消費生活相談員に対する研修の実施等
 - ・「消費生活相談員」の職を法律に位置付け
 - ・資格試験制度を法定化し、消費生活相談員を、資格試験の合格者及びこれと同等以上の知識・技術を有する者から任用（所要の経過措置）。
 - ・要件を満たし、内閣総理大臣の登録を受けた法人が試験を実施
 - ・都道府県は、消費生活相談員の中から「指定消費生活相談員」を指定

不当景品類及び不当表示防止法



※1 適格消費者団体には、景表法の違反行為の差止請求権が認められている。
 ※2 今回の改正(消費者安全法の改正)により新設

※3 []部分は政令で定める事項の例
 ※4 県域を超える場合には消費者庁が調整を行う。

消費者安全法

I 総則

○消費者教育の推進 国及び地方公共団体の責務として、**消費者教育の推進等**を通じて消費者安全の確保を図ることを明記（第4条第6項）

II 消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等

- 都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の委施（第8条～第9条）
 - ・都道府県による、市町村の消費生活相談等の事務の**共同処理**等に関する必要な調整
 - ・事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に**委託**
 - ・国及び国民生活センターは、**研修**等必要な援助を実施
 - ・秘密保持義務規定（国民生活センター一役職員についても同様の規定。国セン法第9条）
- 消費生活センターの設置等（第10条～第11条）
 - ・消費生活センターの組織運営等について、内閣府令で定める基準を参照し**条例**整備
 - ・消費生活センター等に**消費生活相談員**を置く
 - ・事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する者
 - ・消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認められた者から任用
 - ・都道府県は、都道府県の消費生活相談員の中から、**指定消費生活相談員**（市町村の消費生活相談に関し助言、協力、情報の提供その他の援助を行う）を指定

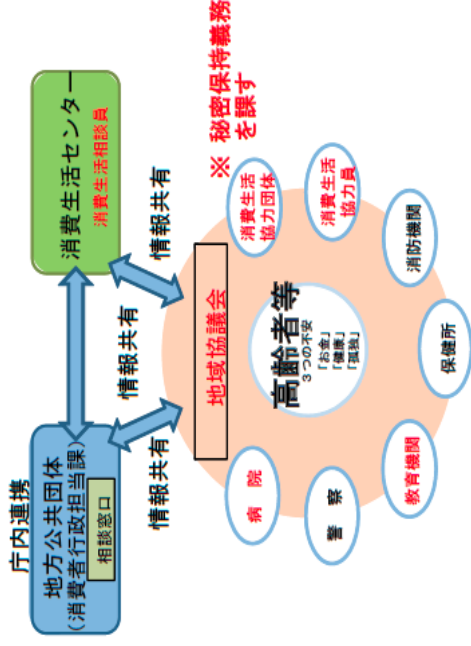
III 地方公共団体の長に対する情報の提供

- 消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供（第11条の2）
 - ・内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体が、他の地方公共団体に**対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報を提供**

IV 消費者安全の確保のための協議会等

- 消費者安全確保地域協議会（第11条の3～第11条の6）
 - ・国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等により、**消費者安全確保地域協議会**を組織
 - ・協議会は、**消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り**等必要な取組を行う
 - ・秘密保持義務規定
- 消費生活協力団体及び消費生活協力員（第11条の7及び第11条の8）
 - ・消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、**消費生活協力団体**及び**消費生活協力員**を委嘱
 - ・秘密保持義務規定

地方消費者行政の連携イメージ



V 登録試験機関

- 登録の要件等（第10条の3第1項、第11条の9～第11条の12）
 - ・内閣総理大臣は、登録要件（適切な試験委員の配置等）に適合する法人から申請があったときは、消費生活相談員資格試験に関する**登録試験機関**として登録しなければならない
- 登録試験機関に対する監督等（第11条の13～第11条の24）
 - ・試験業務規程の認可、試験委員の届出
 - ・財務諸表の備付け等、改善命令等、登録の取消し、報告・立入調査等

VI 附則

- 経過措置（附則第3条） 内閣府令で定める基準に適合する者（消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格保有者）について、消費生活相談業務その他これに準ずる事務に従事した一定の経験を有する者は、消費生活相談員資格試験合格者とみなす
- ・講習を修了した者は、施行後5年以内に限り合格者とみなす
- 施行期日は、公布日から**2年以内**（附則第1条）
（指定消費生活相談員については、**5年以内**）

＜資料 2＞

2014年6月9日

「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」の成立に対する談話

日本労働組合総連合会
事務局長 神津 里季生

1. 6月6日、参議院本会議において「改正不当景品類及び不当表示防止法」、「改正消費者安全法」が与野党の賛成多数で可決・成立した。食の安心・安全についての、国・地方公共団体の責務、消費者教育の推進等を通じた消費者安全の確保や高齢者被害の防止に向けた相談体制の強化などが一歩前進したことは、概ね評価できる。
2. 今回の法改正の背景には、表示と異なる食材が使用されていた偽装問題が起り、「日本の食」に対する国内外の信頼が揺らぎかねない事態が生じたこと、加えて、消費者被害、とりわけ認知症高齢者の被害は2013年で17,000件と10年前からほぼ倍増しており、地域における相談体制の不十分さなどが指摘されていることがある。今回の法改正は、これらを改善する一歩として期待できる。
3. 連合は、『政策・制度 要求と提言』において、暮らしの安心・安全の構築に向け、消費相談員の資質向上、人材育成など、消費者行政の体制強化を求めてきた。
「改正不当景品類及び不当表示防止法」では、事業者のコンプライアンス体制の確立、消費者庁長官の権限の一部を事業所管大臣等や都道府県に委任するなど、食品をはじめとする不当表示に対する監視指導体制の強化を目的としている。また、「改正消費者安全法」では、地域の見守りネットワークの構築、消費者行政職員や消費生活相談員の確保と資質向上、消費生活相談体制の強化など、地方をはじめとする消費者行政の体制整備をはかることとされている。また、不当表示に対する課徴金制度は、法施行後1年以内に必要な措置を講じることとされている。これらの内容は、連合の求める方向性と一致しており、具体的に実効ある体制がどこまで整備できるか焦点となる。
4. 連合は、消費者行政の体制強化、消費生活相談員の人材育成・確保など、構成組織・地方連合会などとの連携をはかりつつ、暮らしの安心・安全の確保に向けて引き続き取り組みを進めていく。

以上